

広島県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年八月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市志和町志和堀字長尾山七五八番二地 先から 東広島市志和町志和堀字長尾山七五八番二地 先まで	新	旧	二四・二〇〇 〇〇	一五・〇〇	拡張
	旧	新	一六・五〇〇 二六・〇〇	一五・〇〇	
東広島市志和町志和堀字関川山一一三番五 一地从り 東広島市志和町志和堀字関川山一一三番五 一地从り	新	旧	三三・〇〇〇 三六・〇〇〇	一四・〇〇	幅員減少
	旧	新	四二・〇〇〇 三四・〇〇〇	一四・〇〇	